

平成30年度第1回さいたま市入札監視・苦情検討委員会の会議概要

日 時：平成30年8月28日（火）

午後2時00分から午後3時00分

場 所：さいたま市役所 別館2階第4委員会室

出席者：青山委員長、大野委員、小林委員、高端委員、平澤委員

事務局：財政局長、契約管理部長、契約管理部参事、契約課長、契約課長補佐

水道局業務部長、管財課長、管財課副参事 他7名

審議概要

【報告第1号 総合評価方式の評価方式等の改正について】

意見・質問なし

【報告第2号 工事請負契約に関する入札及び契約状況について】

意見・質問なし

【報告第3号 入札参加停止状況について】

（委員）

No.3の措置業者は新規の受注であったのか。過去にも同業務の受注経験があるにもかかわらず辞退したのか、お聞きしたい。

（事務局）

本業務については、初めての落札でした。例年は、別の業者が落札していたと所管から伺っております。

（委員）

一般的な質問になるが、参加停止措置を受けた場合、代表者を同じくした別会社を設立して入札に参加しようとするところがでてくるとも考えられるが、その場合、入札に参加できないような仕組みにはなっているのか。

（事務局）

入札参加停止措置期間中に代表者が同一の別会社が入札に参加できないとする規定はございません。ただし、さいたま市の受注をするためには、事前に審査を経て入札参加資格者名簿に登載されていなければなりません。審査については、期間を設けて受付をしておりますので、入札参加停止の措置を受けて、すぐに別会社を設立したとしても、入札に参加できない仕組みになっております。

（委員）

代表者が同じAとBという入札参加資格者名簿に登載された会社があり、Aが参加停止措置を受けた場合、Bは入札に参加できるということか。

(事務局)

その通りです。

【議案第1号 工事請負契約に係る審議（一般競争入札）】

(委員)

その1について、2回の入札で1者しか入札していない状況だが、原因として工事の難易度が高い、金額の折り合いがつかないといった状況は把握しているのか。

(事務局)

こちらは、外構工事として建築工事業での発注をしておりますが、金額の折り合いがつかなく難しいといった業者からの情報はありました。その関係で利益率が低くなることから業者の参加数が少なかったものと考えております。

(委員)

参考までに本体工事は、どちらが施工しているのか。

(事務局)

建築工事として、佐伯・ユードィケー・カタヤマ特定共同企業体、21億8250万円で落札となっております。共同企業体の内の1者が外構工事も落札した形となっております。

(委員)

その3の耐震補強工事でも2者しか入札参加者がいないが、こちらについても把握はしているのか。

(事務局)

全体的なことになりますが、橋梁の耐震工事は難易度が高い工事であり、実績も少なく、手を挙げにくいものと言えます。実績を求めた場合、参加者数が少なくなるのが現状となっております。

(委員)

逆にその2の道路等になると30数者が参加することになり、くじで決定するという状況と対照的だが、その辺りは、技術的、積算等の問題になるということか。

(事務局)

その通りです。道路の修繕工事については参加率が高く、参加資格を等級区分A級としている案件であれば、該当する業者の多くは入札に参加する傾向となっております。逆に橋梁の耐震補強等の難易度の高い工事ですと、通常はゼネコンといわれる業者が手掛けることとなりますが、市内発注となりますと施工できる業者がかなり絞られてくることから、参加者数が少なくなっている状況にあります。

(委員)

今回の入札時、施工可能な業者が入札参加停止の措置を受けている状態であったのか。

(事務局)

参加資格の要件に該当する業者はありませんでした。

(委員)

今後、橋梁の耐震化等の難易度の高い工事はどれくらいになるかの把握はしているのか。

(事務局)

橋梁長寿命化計画として、耐震化を図ることとなっております。把握しているところで、年間4、5本出る予定です。

(委員)

計画に合わせて市内業者の育成はどのように図っていくのか。

(事務局)

2億5千万円以上になると共同企業体方式での入札としております。その際、親会社の実績を求めることで、子会社には実績を積んでいただくこととなります。そのような方式を増やすことで、参加要件を満たす業者を拡大していければと考えております。

【議案第2号 工事請負契約に係る審議（指名競争契約）】

意見・質問なし